

## 宮城県公報

行 政 発 行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規

## 告 示

○生活保護法による医療機関の指定

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

○生活保護法による指定介護機関の指定

○保安林の指定施業要件の変更の予定

○道路の区域変更

○道路の供用開始（二件）

○土地区画整理組合の理事についての届出

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決

定（デジタルみやぎ推進課）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の

決定（食産業振興課）

○開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）

## 労働委員会

○宮城県労働委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規

則の一部を改正する規則

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の

規定に基づく告示を廃止する告示

ページ

## 規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二百二十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和五十三年宮城県規則第七号）の一部を次のよう

に改正する。

第二条第七号中「第十七条」を「第十九条」に改める。

第六条の三中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「情報通信技術を活用

した行政の推進等に関する条例」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

様式第七号中「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める

命令」を「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」

に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年九月一日から施行する。ただし、第二条第七号及び様式第七号の改正規定

は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による様式第七号で取扱い上著しく

支障のないものについては、当分の間、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規

定によるものとみなす。

## 告 示

○宮城県告示第六百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十

号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関

として次のとおり指定した。

令和三年八月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
かくだ西川耳鼻咽喉科クリニック	名取市高館吉田字前沖二百一十一番地四	令和三年六月一日
名取つちやま皮ふ科	名取市田高字原五百九十七名取メデイカルモール二百一	令和三年六月一日
名取たこうオレンジ薬局	名取市田高字原五百九十七	令和三年六月一日
ヤマザワ調剤薬局多賀城店	多賀城市城南二一十四一七	令和三年六月一日
リハナースステーション古川	大崎市古川台町二番二十三号	令和三年三月十五日
ウエルシア薬局古川中里店	大崎市古川中里二丁目七番一号	令和三年六月一日
あかね歯科	富谷市日吉台二丁目二十四番地三	令和三年四月一日

○宮城県告示第六百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十

号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和三年八月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
かくだ耳鼻咽喉科クリニック	角田市角田字町百九十二	令和三年四月三十日

○宮城県告示第六百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和三年八月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
多賀城あかざクリニック	多賀城市高橋二丁目十五一二十八	一般社団法人あかざ	多賀城市高橋二丁目十五一二十八	令和三年三月一日
リハナースステーション古川	大崎市古川台町二番二十三号	株式会社ひばり	宮城郡利府町菅谷台一二一	令和三年三月十五日
ピース訪問看護ステーション	栗原市一迫真坂字清水町田二一十四	ピース株式会社	栗原市一迫字川口鍛冶屋七十一一	令和三年四月一日

二 介護予防訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
多賀城あかざクリニック	多賀城市高橋二丁目十五一二十八	一般社団法人あかざ	多賀城市高橋二丁目十五一二十八	令和三年三月一日
リハナースステーション古川	大崎市古川台町二番二十三号	株式会社ひばり	宮城郡利府町菅谷台一二一	令和三年三月十五日

三 居宅療養管理指導

ピース訪問看護ステーション		栗原市一迫真坂字清水町田二一十四		ピース株式会社		栗原市一迫字川口鍛冶屋七十一一		令和三年四月一日	
三 居宅療養管理指導									
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
名取たこうオレンジ薬局	名取市田高字原五百九十七	いまいメディアカルサポート株式会社	仙台市太白区大野田四一二十一十四	令和三年六月一日	多賀城あかざクリニック	多賀城市高橋二丁目十五一二十八	一般社団法人あかざ	多賀城市高橋二丁目十五一二十八	令和三年三月一日

四 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
名取たこうオレンジ薬局	名取市田高字原五百九十七	いまいメディアカルサポート株式会社	仙台市太白区大野田四一二十一十四	令和三年六月一日
多賀城あかざクリニック	多賀城市高橋二丁目十五一二十八	一般社団法人あかざ	多賀城市高橋二丁目十五一二十八	令和三年三月一日

五 訪問リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
多賀城あかざクリニック	多賀城市高橋二丁目十五一二十八	一般社団法人あかざ	多賀城市高橋二丁目十五一二十八	令和三年三月一日

六 通所リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
多賀城あかざクリニック	多賀城市高橋二丁目十五一二十八	一般社団法人あかざ	多賀城市高橋二丁目十五一二十八	令和三年三月一日

七 介護予防訪問リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
多賀城あかざクリニック	多賀城市高橋二丁目十五一二十八	一般社団法人あかざ	多賀城市高橋二丁目十五一二十八	令和三年三月一日

八 介護予防通所リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
多賀城あかぎクリニック	多賀城市高橋二丁目十五ー二十八	一般社団法人あかぎ	多賀城市高橋二丁目十五ー二十八	令和三年三月一日

○宮城県告示第六百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年八月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養かんよう
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
角田市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに角田市役所及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年八月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 大島浪板線

三 道路の区域

変更の区間 気仙沼市浦の浜五二番一地从先から 同市浦の浜無番地先まで	変更の区間	
	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)
後	前	敷地の延長 (メートル)
一七・八 三八・〇	一五・五 三四・七	四二・六 四二・六

○宮城県告示第六百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年八月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
-------	-----	---------	---------

県道	大島浪板線	気仙沼市浦の浜五二番一地从先から 同市浦の浜無番地先まで	令和三年 八月十七日
----	-------	---------------------------------	---------------

○宮城県告示第六百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年八月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	釜谷大須雄 勝線	石巻市雄勝町明神字沼尻二五番一三地从先から 同市雄勝町明神字明神二六五番一地从先まで	令和三年 八月十八日 午後一時

○宮城県告示第六百三十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

令和三年八月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大和町杜の丘北部土地区画整理組合

二 事務所の所在地

黒川郡大和町杜の丘二丁目十四番地二

三 届出の内容

理事を退任した者

氏 名 住 所

大場 昭 夫 黒川郡大和町小野字荒井百八十九番地

大場 康 子 黒川郡大和町小野字上田四十四番地

永野 健 太 仙台市若林区荒井東二丁目六番地の五

曾我 元 博 仙台市泉区住吉台西三丁目十四番地の十三

理事に就任した者

<p>氏 名 住 所</p> <p>三浦 良太 富谷市成田五丁目十六番地六</p> <p>福川 拓一 大阪府大阪市中央区平野町四丁目五番七号</p> <p>三浦 良己 富谷市成田五丁目十六番地六</p> <p>千葉 明彦 青森県弘前市大字撫牛子二丁目十一番地十八</p>	<p>公 告</p>	<p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。</p> <p>令和三年八月十七日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 個人番号利用事務系ネットワーク専用パソコン等賃貸借一式</p> <p>二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部デジタルみやぎ推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>三 落札者を決定した日 令和三年七月二十七日</p> <p>四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 e i m i y a g i 個人番号利用事務系ネットワーク専用パソコン等企業連合 仙台市青葉区中央三丁目二番二十三号</p> <p>五 落札金額 二億千七百八十万円</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>七 入札の公告を行った日 令和三年六月十五日</p>	<p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。</p> <p>令和三年八月十七日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和三年度インターネット等を活用した県産品販売支援業務一式</p> <p>二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農政部食産業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>三 契約の相手方を決定した日 令和三年六月十四日</p> <p>四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目十四番一号</p>
---	------------	--	--

<p>五 契約金額 五千九百万円</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号) 第十一条第一号、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六十七条の二第一項第二号該当</p> <p>○都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。</p> <p>令和三年八月十七日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称</p> <p>名取市愛鳥笠島字桜町十六番、十七番一、十七番二、十八番、十九番一、十九番二、二十番一の一部、三十四番、三十五番、三十六番、三十七番、三十四番地先の道の一部、十九番二地先の水の一部(第二工区)</p> <p>名取市愛鳥笠島字桜町二十二番地</p> <p>株式会社渋谷木材店</p>	<p>労働委員会</p>	<p>宮城県労働委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>令和三年八月十七日</p> <p>宮城県労働委員会</p> <p>会長 水 野 紀 子</p> <p>○宮城県労働委員会規則第一号</p> <p>宮城県労働委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>宮城県労働委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年宮城県労働委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>題名を次のように改める。</p> <p>宮城県労働委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</p>
---	--------------	---

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改め、「法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。）又は」を削り、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改める。

## 附 則

この規則は、令和三年九月一日から施行する。

## ○宮城県労働委員会告示第二号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示（平成十七年五月二日宮城県労働委員会告示第二号）を廃止する告示を次のように定める。

令和三年八月十七日

宮城県労働委員会

会 長 水 野 紀 子

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示を廃止する告示

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示（平成十七年五月二日宮城県労働委員会告示第二号）は、廃止する。

## 附 則

この告示は、令和三年九月一日から施行する。